

改正後	改正前
<p>2 営業上の保証供託 (1) 取戻請求権の消滅時効の完成時</p> <p>ア 供託根拠法令に権利申出公告手続きの定めがない場合に 係る供託金として、取戻請求する者又は関係官署等が当該営 業期間を「権利申出期間」という。）内に権利の申出（以下 をいう。）をすること（以下同じ。）の定めがない場 合について</p> <p>イ 供託根拠法令に権利申出公告手続きの定めがない場合に おいて、次の(イ)に掲げるときは、当該(イ)又は (イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上 の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとし て扱う。</p> <p>(イ) 供託根拠法令に、営業免許の失効若しくは取消し、 営業廃止、事業者の死亡又は合併による消滅等の営業 保証金を取り戻すことができず（以下「営業保証 供託原因消滅事由」という。）の発生後、一定期間を 経過したとき、これを取り戻すことができず（以下「定 当期間」という。）の発生後、一定期間を 経過したとき、営業保証供託原因消滅事由 (イ) (イ)の定めがないとき、営業保証供託原因消滅事由 が発生した日の翌日から起算して10年 について</p> <p>イ 供託根拠法令に権利申出公告手続きの定めがある場合に おいて、次の(イ)又は(イ)に掲げるときは、当該(イ)又は (イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上 の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとし て扱う。</p> <p>(イ) 供託根拠法令に、営業保証供託原因消滅事由の発生 後、一定期間（以下この期間を「公告免除期間」とい う。）を経過したときは、権利申出公告手続きを要しな</p>	<p>2 営業上の保証供託 (1) 取戻請求権の消滅時効の完成時</p> <p>ア 次の(イ)又は(イ)に掲げるときは、当該(イ)又は(イ)に定める 期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取 戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。</p> <p>イ 供託根拠法令に権利申出公告手続きの定めがある場合に おいて、次の(イ)又は(イ)に掲げるときは、当該(イ)又は (イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上 の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとし て扱う。</p> <p>(イ) 供託根拠法令に、営業免許の失効若しくは取消し、 営業廃止、事業者の死亡又は合併による消滅等の営業 保証金を取り戻すことができず（以下「営業保証 供託原因消滅事由」という。）の発生後、一定期間を 経過したとき、これを取り戻すことができず（以下「定 当期間」という。）の発生後、一定期間を 経過したとき、営業保証供託原因消滅事由 (イ) (イ)の定めがないとき、営業保証供託原因消滅事由 が発生した日の翌日から起算して10年 について</p> <p>イ 供託根拠法令に権利申出公告手続きの定めがある場合に おいて、次の(イ)又は(イ)に掲げるときは、当該(イ)又は (イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上 の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとし て扱う。</p> <p>(イ) 供託根拠法令に、営業保証供託原因消滅事由の発生 後、一定期間（以下この期間を「公告免除期間」とい う。）を経過したときは、権利申出公告手続きを要しな</p>

- い旨の定めがあるとき 次の①又は②の区分に応じ、当該①又は②に定める期間
- ① 権利申出公告がなされた日から公告がなされたときが明らかでないとき
営業保証供託原因消滅事由の発生後、公告免除期間を経過した日から起算して10年
- ② 権利申出公告がなされたときが明らかでないとき
次のa又はbの区分に応じ、当該a又はbに定める期間
- a 公告をした権利申出期間が明らかでないとき 権利申出公告がなされた日から公告をした権利申出期間の経過後、取戻請求ができるようになった日から起算して10年
- b 公告をした権利申出期間が明らかでないとき 営業保証供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするために必要な最低限の期間を経過した日から起算して10年
- (4) (7)の定めがないとき 次の①又は②の区分に応じ、当該①又は②に定める期間
- ① 公告をした権利申出期間が明らかでないとき 権利申出公告がなされた日から公告をした権利申出期間の経過後、取戻請求ができるようになった日から起算して10年
- ② 公告をした権利申出期間が明らかでないとき 営業保証供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするために必要な最低限の期間を経過した日から起算して10年

附 則 (平成28年7月14日法務省民商第114号)

(新設)

- (施行期間)
- 1 この通達による改正後の取扱要領は、平成28年7月14日から施行する。
- 2 (歳入納付をした供託事件の取扱い)
この通達による取扱要領の改正の施行前に歳入納付をした供託金については、払渡請求を認可する場合を除き、回復の手続をすることはない。
また、供託官は、この通達による取扱要領の改正の施行前に歳入納付をした供託事件について払渡請求を受けたときは、この通達による改正後の取扱要領により、消滅時効の完成の有無について審査する。